

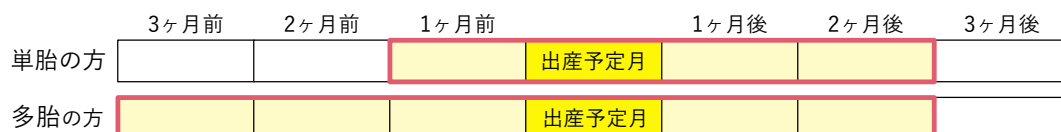
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

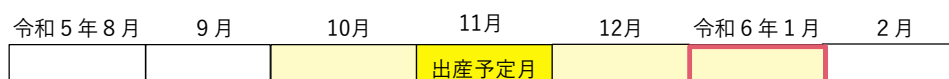
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 ・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 親子健康手帳など出産予定日がわかるもの

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

※別世帯の人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。

届出先

浦添市役所 福祉健康部 国民健康保険課 資格賦課係 TEL098-876-1286